

第24回期 第26回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和4年8月18日(木) 午後1時30分から午後2時15分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員11人)

会 長	10番	江田 久男
会長職務代理者	9番	八旗 正紀
委 員	1番	小針 充則
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	関根 辰三
同	5番	佐川 健二
同	6番	小室 勝弘
同	7番	薄井 良男
同	8番	鈴木 勝志

推 進 委 員 (浅川・滝輪)	石塚 隆晴
同 (〃)	我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)	小針 弘之
同 (大草)	佐川 光一
同 (東大畑・畑田)	白川 清一
同 (小貫・太田輪)	近藤 近
同 (山白石)	生田目重好
同 (〃)	鈴木 輝雄
同 (染)	岡部 多重
同 (中根松)	市川 喜一

4 欠席委員(委員3人)

推 進 委 員 (里白石・福貴作) 小宅 善一

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

3件

議案第51号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の計画に対する決定について

1件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 生田目源寿

主 事 小松 将広

7 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 それでは、会長より開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>浅川の花火も開催されたことで、町民はもとより帰省した方も花火を打ち上げることで、故郷に帰ってきたことを実感できたのではないかと思います。</p> <p>稲作の作況状況も今のところは順調に生育中だと思われませんが、今後、委員の皆様による作況調査により、評価される場所でもあります。コロナ禍も6頃には収束できるのかなと思われましたが、第7波が増加ということで全国津々浦々、感染者数が増え続け、各県、各市町村、感染者数の記録の更新というありがたい数字が毎日のように報道されています。ご多分にもれず福島県も何日か事に記録の更新をしています。本日の感染者数は、今までの数を大幅に超えたようがあります。委員の皆様におかれましては、活動には十分に注意をされますようにしていただきたいと思います。</p> <p>総会終了後には、農業委員会主催初の農業講演会が開催されます。 本日の提出議案は2件です。皆さまには慎重かつ円滑なご審議を賜りますよう宜しく申し上げ、挨拶といたします。</p>
会 長	<p>本日の出席委員は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第14回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は11名中10名です。</p>
会 長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、2番、酒井秀忠委員、3番、鈴木政吉委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の小松主事を指名いたします。</p>
会 長	<p>それでは、議事日程第3、議案第50号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第50号①について、浅川・滝輪地区推進委員、石塚隆晴委員の調査報告及び、意見を求めます。</p>
石塚委員	<p>はい。浅川・滝輪担当の推進委員の石塚です。 議案第50号農地法第5条①について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。</p>

<p>会 長</p> <p>事務局長</p> <p>会 長</p>	<p>す。譲渡人、*****、*****さん、及び、*****、*****さん、譲受人、浅川字背戸谷地、浅川町、以下記載のとおりです。15日、午前9時より地区副担当の小針委員及び酒井委員及び譲渡人2名、浅川町より薄井さん、小松さんの立会いのもと現地にて調査して参りました。</p> <p>*****の畑を中学校施設敷地として利用したいとのことです。工期は令和6年3月までとなっております。</p> <p>調査事項であります一般基準の第1項から12項目までについて該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないものとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p> <p>事務局より補足説明をお願いします。</p> <p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>まず、立地基準となる農地の区分につきましては、役場から300m以内であり公共施設近距離農地ということで農地転用基準の第3種農地と判断しました。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、転用目的は、中学校の敷地としての利用であり適当であると思われまます。</p> <p>転用に必要な資力、信用については、国庫補助、地方債等で実施する計画であり問題ないと思われまます。転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和6年3月末までとされており該当しません。行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、隣接する大明塚120番の学校用地と一体として利用する計画のため問題ありません。事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、学校用地として適当な面積であり該当しません。申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、中学校の校庭としての利用する目的のため問題ありません。転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、敷地内には地下排水、敷地外集にはU字溝を設けるため土砂等の流出はなく、雨水は既存排水施設を利用する計画となっております。以上です。</p> <p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので、質疑を許します。議案第50号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
-----------------------------------	---

会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第50号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第50号、農地法第5条①は許可相当と意見決定いたします。</p>
会 長	<p>次に同じく、議案第50号②について、上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p> <p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第50号②について、浅川・滝輪地区推進委員、石塚隆晴委員の調査報告及び、意見を求めます。</p>
石塚委員	<p>はい。浅川・滝輪担当の推進委員の石塚です。</p> <p>議案第50号農地法第5条②について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、*****、*****さん、譲受人、*****、*****さん、以下記載のとおりです。11日、午前9時30分より地区副担当の小針委員及び酒井委員及び譲渡人、譲受人の立会いのもと現地にて調査して参りました。</p> <p>*****の畑を駐車場1台分及び通路として利用したいとのことです。また、**さんと**さんは親戚関係でもあります。</p> <p>調査事項であります一般基準の第1項から12項目までについて該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないものとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>まず、立地基準となる農地の区分につきましては、役場から300m以内であり公共施設近距離農地ということで農地転用基準の第3種農地と判断しました。</p> <p>転用目的は、駐車場及び通路敷地であり適当であると思われまます。</p> <p>転用に必要な資力、信用については、必用な資力を全額自己資金で賄う計画であり、資金証明も添付されており問題ありません。転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は設定人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。申請に係る農地の面積が事業目的からみて適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、駐車場及び通路敷地として適当な面積であり該当しません。許可を受けた後、遅滞なく申請用途に供するかどうかですが、工期は令和4年9月末までとなっております、許可後は速やかに取りかかる見込</p>

	<p>みです。行政庁の免許、許可、認可等については、申請地内で完結するものであるため該当するものではありません。また、申請農地と一体として使用する土地はありません。事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、駐車場及び通路として十分に確保でき、適正な規模であるため該当しません。周辺はある程度宅地化されており、農地の広がりはありません。汚水は発生せず、雨水は自然浸透させるため、影響はないものと考えます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので、質疑を許します。議案第50号②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。議案第50号②について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第50号、農地法第5条②は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に同じく、議案第50号③について、上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p> <p>議案第50号③について、浅川・滝輪地区推進委員、石塚隆晴委員の調査報告及び、意見を求めます。</p>
石塚委員	<p>はい。浅川・滝輪担当の推進委員の石塚です。</p> <p>議案第50号農地法第5条③について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、*****、*****さん、譲受人、*****、*****さん、以下記載のとおりです。11日、午前9時より地区副担当の小針委員及び酒井委員及び譲渡人、譲受人の立会いのもと現地にて調査して参りました。</p> <p>*****の畑に条件付き宅地分譲及び駐車場10台分を建築したいとのことです。汚水は町公共下水道に接続し、雨水は自然浸透及び道路側溝へ排出するとのことです。</p> <p>調査事項であります一般基準の第1項から12項目までについて該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないものとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>農地転用許可の検討事項ということで補足説明いたします。</p> <p>まず、立地基準については、住宅、事業施設、公共施設、公益的施設が50m以内の間隔で50戸以上連坦している市街地内にある農地ということで農地転用基準の第3種農地と判断しました。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、</p> <p>転用目的は、建築条件付き宅地分譲であり適当であると思われま</p> <p>転用に必要な資力、信用については、全額借入金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和9年10月30日までとされており該当しません。行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、道路法など許可見込であり該当しません。法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっており、申請地のみの計画のため該当しません。事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、宅地分譲敷地として適当な面積であり該当しません。申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、建築条件付き宅地分譲であり、期間内にすべての区画が売買され住宅が建築されなかった場合は、皆様にお配りしている土地利用計画図のとおり、譲受人が住宅を建築する条件となっておりますので問題ありません。転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、周辺に農地はなく支障ありません。なお、汚水は既存の公共下水道により排出し、雨水は道路側溝へ排出する計画となっております。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので、質疑を許します。</p> <p>議案第50号③について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第50号③について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第50号、農地法第5条③は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次にその他に入ります。(1) 令和4年度農地利用状況調査について、事務局</p>

小松主事	<p>より説明求めます。</p> <p>説明いたします。</p> <p>本日、みなさまのお手元に調査票及び調査図面を配布しております。調査票の中に資料が入っておりますので、そちらを使って説明いたします。</p> <p>まず、農地利用状況調査担当表についてですが、昨年同様に9班に分けて調査を実施します。調査する農地の筆数ですが、前年と比較して77筆減少した10,875筆を調査します。次に調査の仕方ですが、昨年同様に遊休農地の具合が低度の場合a分類、重度の場合はb分類、荒廃農地として非農地判定するものがB分類となります。調査票には昨年の判定区分及び現況や発生場所が記載されておりますので参考にいただければと思います。調査票の提出については9月末までとしますので、それまでに事務局へ提出をお願いします。皆様に提出していただいたのち、遊休農地及び荒廃農地と判定した農地につきましては、後日、事務局でも確認しに行きます。その後、判定区分を整理した後に、10月末を目標に意向調査を発出する予定です。</p> <p>最後に判定区分例ですが、東大畑再見形の農地の判定例を添付してありますので、こちらを参考に調査をお願いします。</p> <p>事務局からの説明は以上となります。</p>
会 長	<p>事務局より説明が終わりましたが、農地利用状況調査について農業委員及び推進委員の皆さんからご意見等ございますか。</p>
会 長	<p>ないようですので、皆さんからその他何かございませんか。</p>
会 長	<p>なければ事務局より連絡事項をお願いします。</p>
事務局長	<p>1点目、次回総会は9月15日（木）午後1時30分予定です。</p> <p>また、稲作作況調査を行います。議案の審議後に現地へ行くこととなりますので、作業着、長靴、帽子を持参くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、作業は着てきてもらっても差し支えありませんが、上着は着用するようお願いいたします。</p> <p>2点目、本日、7月分の活動記録簿を事務局まで提出をお願いします。</p> <p>3点目、先ほど説明しました農地利用状況調査の合同調査日は、8月30日（火）となりますのでよろしく申し上げます。</p> <p>4点目、みなさんのお手元に農業委員会業務必携を配布しておりますので、ご覧になってください。</p> <p>5点目、この後「農業講演会」を15時から公民館大ホールにて開催しますので引継ぎ出席をお願いします。</p> <p>事務局からは以上となります。</p>
会 長	<p>それでは、以上を持ちまして第26回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

事務局長	ご起立願います。礼。ご苦労様でした。
------	--------------------

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)